

\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第26号） \*

\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*

## インデックス

### 【1】「担い手経営安定新法」国会審議情報

- 参議院農林水産委員会において審議が開始！ -

### 【2】品目横断的経営安定対策等Q & Aコーナー【生産条件格差是正対策】

### 【3】地域の話題等

「一村一農場構想の生産組織“名田の荘（みょうでんのしょう）”を設立  
（福井県おおい町、北陸農政局発）

特定農業団体を中心とした集落営農の組織化が急加速中！

（大分県宇佐市、九州農政局発）

### 【4】各都道府県の担い手育成予算のコーナー

【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県】

### 【1】「担い手経営安定新法」国会審議情報

- 参議院農林水産委員会において審議が開始！ -

「担い手経営安定新法」は、衆議院通過翌日の5月19日に参議院本会議において趣旨説明・質疑が行われ、同日付けで参議院農林水産委員会に付託されました。5月25日には同委員会において、中川大臣による法案の提案理由説明が行われ、昨日5月30日、同委員会で本格的に審議入りしました。

質疑に立ったのは、岩永浩美議員、岸信夫議員、郡司彰議員、主濱了議員、ツルネン・マルテイ議員、谷合正明議員及び紙智子議員の7名で、午前10時から約6時間にわたって質疑応答が行われました。

今後は、本日5月31日に参考人質疑、明日6月1日に2回目の法案審議と3日連続での審議が行われる予定です。

・担い手経営安定新法の条文などは、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/hourei/164jokai.html>

・参議院農林水産委員会における審議中継や会議録は、参議院のホームページでご覧になることができます。

<http://www.sangiin.go.jp/>

### 【2】品目横断的経営安定対策等Q & Aコーナー

農林水産省の担い手ホームページに掲載している「品目横断的経営安定対策に関するQ & A」から一部をご紹介します。

【生産条件格差是正対策】

Q：規模拡大した場合や、経営者が後継者に経営移譲した場合、過去の生産実績はどのようなになるのですか。

A：「過去の生産実績」については、個々の農業者単位に設定されるものであり、農業の構造改革や後継者育成を推進する観点から、農地の権利移動等が伴う場合には、農業者間での移動や後継者への譲渡が可能となる仕組みを考えています。

具体的には、規模拡大においては、農地の出し手と受け手の合意により、出し手の「過去の生産実績」を受け手に移動させることができ、また、経営移譲においても、経営移譲を行う者の「過去の生産実績」を後継者に譲渡することができることとしています。

また、集落営農組織が新たに育成された場合には、構成員の生産実績が集落営農組織に適切に継承されることとしています。

Q：19年以降、規模拡大した場合や新規参入した場合、「過去の生産実績に基づく支払」の対象とならないのですか。

A：過去の生産実績に基づく支払については、対策を安定的・継続的に運用していくため、WTO協定において削減対象とされない「緑の政策」として制度を構築するものです。

このため、「過去の生産実績」のない者から農地を取得した場合や、対象農産物の作付が拡大した場合については、「過去の生産実績に基づく支払」の対象にはならず、「毎年の生産量・品質に基づく支払」のみでの対応が基本となります。

ただし、ご質問の事例のうち、担い手による主要食料の安定供給や新規参入支援といった政策目的に沿ったものについては、本制度とは別に19年度予算概算要求における対応も含め、それぞれの施策体系の中で、然るべき対応を検討していきたいと考えています。

Q：過去（基準期間）に自然災害等で収量が大幅に減る、或いは無かった場合の過去の生産実績は、どのように取るのですか。

A：自然災害や土地改良事業の実施等のやむを得ない事情により、特定年の対象経営の生産実績に大幅な変動があり、基準期間の平均的な過去実績が取り難い場合については、「緑の政策」の趣旨に反するものではないことから、制度の枠組みの中で対応する方向で検討したいと考えています。

農林水産省担い手ホームページのQ & Aコーナーへはこちらから

### 【 3 】 地域の話題等

一村一農場構想の生産組織“名田の荘(みょうでんのしょう)”を設立

(福井県おおい町、北陸農政局発)

京都府との県境にほど近い中山間地である福井県おおい町の名田庄(なだしょう)地区(旧名田庄村)では、地域水田農業ビジョンにおいて、効率的な農地の利用、担い手と兼業農家との役割分担とその共生を図り、持続性のある農業・農村づくりを達成するため、一村一農場組織の設立に取り組みました。

名田庄地区は、小規模な兼業農家が大半を占めるとともに、高齢化により耕作を継続することが困難な農家が増加し、かつ、規模拡大を図る担い手が少ないのが現状です。また、5集落に機械利用組合はあるものの、受益面積が小さいため農地の保全が中心で発展が見込まれないという課題もありました。

このため、担い手農家や機械利用組合の代表者、普及組織等の関係機関で構成する「地域水田農業推進協議会」は、平成16年に定めた当該地区の「水田農業ビジョン」を基に、一村一農場構想の骨子を検討しました。さらに地区内全17集落で意見交換会を実施して協議した結果、全集落を対象とした組織体制を整えるには意見の差がありすぎるため、既存の機械利用組合がある集落を核に組織化することを決定しました。

これを受けて、一村一農場構想を目指す広域営農組織設立に向けた「名田の荘設立準備委員会」を設置し、核となる集落との意見交換会、アンケート調査、集落役員の意識改革のための先進地視察、研修会を開催しました。

その結果、平成18年2月5日、他集落の先陣を切って、旧名田庄村の水田面積の3分の1をカバーする3集落による農事組合法人「名田の荘」(参加農家121戸、経営規模48ha)が設立されました。

今後、他集落においても一村一農場構想をさらに進めるため、担い手農家との共生を図りながら組織への加入システムの確立と加入促進をしていくこととしています。

・問い合わせ先：北陸農政局生産経営流通部経営課

(TEL：076-263-2161(内線3351))

特定農業団体を中心とした集落営農の組織化が急加速中！

(大分県宇佐市、九州農政局発)

大分県宇佐市(旧宇佐市内)では、17年4月に県宇佐両院地方振興局農業振興普及センター(現：県北部振興局農山漁村振興部)をはじめ、市、JA大分宇佐ほ

か関係機関が構成員となる「集落営農推進宇佐支部」に作業班を設置し、担い手育成・確保に向けた取組を推進してきました。

この一環として、同年5月から旧市内の全177集落について、それぞれ推進方針を決め、うち95集落において各構成員が分担して数回の集落座談会を実施した結果、集落営農の組織化に対する理解が深まりました。

また、旧宇佐市は、九州有数の穀倉地帯で県内の麦・大豆の中心的な産地であるため、今般の品目横断的経営安定対策の導入も契機となり、その対象経営となるための各集落での具体的な組織化を各構成員がサポートしながら話し合いが進められました。

この結果、18年5月23日現在、9集落が法人化、27集落で特定農業団体に承認され、9月までには約60の集落で特定農業団体が誕生する見込みとなりました。

特に、JA大分宇佐において、17年10月に設置した「推進班」を、更なる取組強化・推進を図るため本年5月に「担い手推進課」としてスタートし、また、県振興局において、本年4月に集落営農の推進を主業務とする「集落・営農班」(職員5名)を設置し、これらの課(班)のスタッフ全員が全面的にバックアップしたことが、多数の集落営農の組織化につながりました。

今後、設立した法人及び特定農業団体は、品目横断的経営安定対策へ加入し、将来的に、効率的かつ安定的な経営体に発展することが期待されます。

・問い合わせ先：九州農政局生産経営流通部経営課

(TEL：096-353-3561 (内線：4256))

#### 【4】各都道府県の担い手育成予算のコーナー

今週は、九州農政局管内及び沖縄の8県の事業をご紹介します。

各事業の詳しい内容については、各都道府県農政担当部局または各都道府県担い手育成総合支援協議会にお問い合わせください。

#### 【福岡県】

・「競争力ある土地利用型農業育成事業」(2億2,200万円)(継続)

土地利用型の認定農業者や集落営農組織の経営基盤の強化に必要な農業機械・施設の整備を支援

・「水田農業担い手育成確保事業」(400万円)(継続)

水田農業の担い手になりうる生産組織に対して税理士等が行う経営改善指導と法人化の推進等を支援

#### 【佐賀県】

・「大規模農家緊急育成事業」(3,000万円)(継続)

認定農業者のうち水田経営規模が現況4ha、目標8ha以上を目指す農業者に対し、所有権の移転又は新たに賃借権(利用権)を設定し、規模拡大をした場合に助成金を交付

交付額：3～6年の賃借の場合、上限10,000円/10a

所有権の移転又は6年以上の賃借の場合、上限15,000円/10a

(面的集積の場合の農地の出し手に対する助成金)

3～6年の賃貸の場合、上限5,000円/10a

所有権の移転又は6年以上の賃借の場合、上限7,500円/10a

・「集落型経営推進事業」(870万円)(継続)

集落型経営体への円滑な移行を図るため、集落での合意形成活動、先進事例調査活動、経営の一体化に必要な経理の習得や専門家による経営診断経理処理のためのパソコン等の機器の導入に対して助成

・「担い手育成条件整備事業」(2億2,600万円)(継続)

個別大規模農家や集落型経営体の営農確立に必要な農業機械・施設の整備に対して助成

【長崎県】

・「担い手農家農地集積推進事業」(1,850万円)(継続)

認定農業者等の担い手が新たに農地に賃借権等を設定し、規模拡大した場合に助成金を交付

交付額：農作業を受託した場合、1,000円/10a

(特定農業法人及び特定農業団体は3,000円/10a加算)

賃借権等を設定した場合

土地利用型 10,000円/10a

施設園芸型 15,000～30,000円/10a

(39才以下は5,000円/10a、特定農業法人は10,000円/10a加算)

・「集落営農活性化事業」(840万円)(新規)

担い手育成総合支援協議会のもとに設置した「集落営農総合支援センター」が行う経理等の経営管理の支援に対し助成

【熊本県】

・「担い手育成支援事業」(9,602万円)(新規)

認定農業者の認定促進・経営改善及び法人化の推進と法人経営の高度化・多角化を支援

・「地域営農組織育成緊急支援事業」(1億449万円)(新規)

平成19年産から導入される品目横断的経営安定対策に対応した集落営農組織の

育成を加速的に推進するため、組織設立を推進するリーダーの派遣、コンサルタント相談や簿記記帳代行、農地保有合理化事業による農地集積促進、不要機械の廃棄処分等を総合的に支援

- ・「水田営農組織化整備緊急支援事業」(1億14万円)(組替新規)  
集落営農組織の農業機械の導入を支援

#### 【大分県】

- ・「活力ある水田農業振興対策事業」(2,200万円)(継続)  
米・麦・大豆生産を担う大規模経営体を育成するため、認定農業者を対象に農業機械・施設の整備を支援
- ・「水田農業経営体育成緊急対策事業」(1,600万円)(新規)  
新たな経営安定対策の対象となり得る担い手に対して麦作等の農地集積を支援
- ・「おおいた集落営農組織育成・強化緊急対策事業」(1億円)(継続)  
集落営農に対して、農地利用集積・農作業受委託の促進、集落営農の条件整備のための農業機械整備、集落リーダー養成等を支援

#### 【宮崎県】

- ・「認定農業者フォローアップ活動強化事業」(329万円)(継続)  
認定後3年目の認定農業者を対象として、経営コンサルタント等の専門家によるカウンセリング及びコンサルテーションを実施することにより、農業経営改善計画の達成を支援
- ・「集落営農確立整備事業」(1,140万円)(継続)  
集落営農型法人の育成のための農作業受委託用共同利用機械の整備を支援
- ・「担い手育成総合支援事業」(2,443万円)(継続)  
担い手育成総合支援協議会が行う、認定農業者の育成・確保を図るための経営改善・能力向上支援や担い手交流活動、農業経営の法人化を図るための説明会や研修会の実施、集落営農の組織化・法人化を図るための地区座談会の開催等の活動を支援
- ・「農業法人経営力強化・雇用拡大対策事業」(2,725万円)(新規)  
食品業界に対するインターネットを活用した電子商取引、販売促進セミナーの開催への支援により、農業法人から提案されるアイデアやニーズを実現化するとともに、新規に設立された農業法人の経営基盤を強化するための生産・出荷・加工等に必要の機械・施設等の整備を支援することにより、農業法人の雇用拡大や所得向上を図る

#### 【鹿児島県】

- ・「認定農業者等担い手育成対策事業」(1,521万円)(組替新規)

担い手育成総合支援協議会や市町村等が行う認定農業者や集落営農組織の育成推進活動を支援

・「集落営農組織化促進支援事業」(1,640万円)(新規)

地域担い手育成総合支援協議会が行う「担い手育成推進マネージャー」の活動や市町村・農協等が行う集落営農の育成活動(集落営農ビジョン等の策定指導等)を支援

【沖縄県】

・「担い手総合支援事業」(2,500万円)(新規)

認定農業者の育成・確保に向けて、担い手育成総合支援協議会が行う経営改善能力向上支援活動、法人化支援活動等を支援

< 編集後記 >

5月13日の奄美諸島を皮切りに、14日に沖縄、26日には九州南部が梅雨入りしたという発表がありました。九州南部が梅雨入りすると、平年ではその後2週間ほどで本州全域まで広がるそうですが、まだ梅雨入りしていない地域でも、相変わらず梅雨以上に梅雨らしい天候(日照不足)が続いています。

また、30 近い真夏日の翌日は15 前後の肌寒い日だったり、空からは激しい雨、落雷、突風、ひょうなどが降ってきたり、各地で起伏の激しい天候がみられ、天候に大きく左右される農業にとっては厳しい日々が続いています。

皆さん、毎日の体調管理には十分気をつけていきましょう！

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行(週1回程度)

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei\_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaita/>